

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年10月25日(2018.10.25)

【公開番号】特開2018-111005(P2018-111005A)

【公開日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-027

【出願番号】特願2018-84105(P2018-84105)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月11日(2018.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、

可変表示に対応する特定表示を表示する特定表示手段と、

前記有利状態に制御されるか否かを判定する判定手段とを備え、

特定表示の表示態様は、通常態様と特殊態様と特別態様とを含み、

前記判定手段の判定結果にもとづいて、特定表示を特別態様により表示する特別演出を実行可能な特別演出実行手段と、

特定表示の表示態様が変化することを示唆する示唆演出を実行可能な示唆演出実行手段と、

複数種類の選択肢からいずれかを選択可能な選択演出を実行可能な選択演出実行手段とをさらに備え、

前記選択演出は、特定表示が通常態様で表示される場合よりも通常態様以外の態様で表示される場合の方が実行されやすく、

前記示唆演出実行手段は、

演出後に特定表示の表示態様が変化する第1示唆演出と、演出後に特定表示の表示態様が変化しない第2示唆演出とを実行可能であり、

特定表示が特殊態様により表示されているときには、特定表示が特殊態様により表示されていないときに比べて高い頻度で第2示唆演出を実行する、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかし、上記特許文献1に記載された遊技機では、十分に遊技興趣を向上させることができない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで、本発明は、遊技の興趣を向上させることができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(A) 本発明による遊技機は、可変表示を行い、遊技者にとって有利な有利状態(例えば、大当たり遊技状態)に制御可能な遊技機であって、

可変表示に対応する特定表示(例えば、保留表示)を表示する特定表示手段と、前記有利状態に制御されるか否かを判定する判定手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560がS1217, S1218, S1228, S1229を実行する部分、図14参照、および、演出制御用マイクロコンピュータ100がステップS671を実行する部分、図23参照)とを備え、

特定表示の表示態様は、通常態様(本例では「」:図35(A)参照)と特殊態様(本例では「」の外側に6本の線が描かれている:図36(B)参照)と特別態様(本例では「」内に「×」が含まれる:図35(B1)、「」内に「×」が2つ含まれる:図35(B2)参照)とを含み、

前記判定手段の判定結果にもとづいて、特定表示を特別態様により表示する特別演出(例えば、先読み演出)を実行可能な特別演出実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100がステップS67106, S67114, S1813などを実行する部分。図24(B)参照)と、

特定表示の表示態様が変化することを示唆する示唆演出を実行可能な示唆演出実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100がステップS67110, S67115, S1806, S1813などを実行する部分)と、

複数種類の選択肢からいずれかを選択可能な選択演出(例えば、ルーレット示唆演出)を実行可能な選択演出実行手段とをさらに備え、

前記選択演出は、特定表示が通常態様で表示される場合よりも通常態様以外の態様で表示される場合の方が実行されやすく、

前記示唆演出実行手段は、

演出後に特定表示の表示態様が変化する第1示唆演出(例えば、示唆演出(成功パターン))と、演出後に特定表示の表示態様が変化しない第2示唆演出(例えば、示唆演出(通過パターン))とを実行可能であり、

特定表示が特殊態様により表示されているとき(例えば、先読み演出制限フラグセット時)には、特定表示が特殊態様により表示されていないとき(例えば、先読み演出制限フラグ非セット時)に比べて高い頻度で第2示唆演出を実行する(例えば、図34(A)(B)などを参照)、ことを特徴とする。そのような構成によれば、特定表示が特殊態様で表示されたときには、高い頻度で示唆演出が実行されるため、期待感を高めることでき、遊技の興趣を向上させることができる。

(1) 本発明による他の遊技機は、遊技領域に設けられた始動領域(第1始動入賞口13または第2始動入賞口14)を遊技媒体(遊技球)が通過した後に、開始条件(保留記憶数が0でない場合であって、第1特別図柄および第2特別図柄の変動表示が実行されていない状態であり、かつ、大当たり遊技が実行されていない状態)が成立したことに基づいて各々を識別可能な複数種類の識別情報の変動表示(第1特別図柄や第2特別図柄、演出図柄の変動表示)を行ない、変動表示の表示結果として予め定められた特定表示結果(大

当たり図柄)が導出表示されたときに遊技者にとって有利な特定遊技状態(大当たり遊技状態)に制御する遊技機(パチンコ遊技機1)であって、

未だ前記開始条件が成立していない変動表示について、保留記憶(第1保留記憶や第2保留記憶)として記憶可能な保留記憶手段(第1保留記憶バッファや第2保留記憶バッファ)と、

前記保留記憶手段に記憶されている前記保留記憶を保留表示として表示する保留表示手段(合算保留記憶表示部18c)と、

前記開始条件が成立したことに基づいて、変動表示の表示結果を前記特定表示結果とするか否かを決定する事前決定手段(遊技制御用マイクロコンピュータ560がS61,S62,S73を実行する部分)と、

前記事前決定手段の決定前に、前記保留記憶手段に記憶されている前記保留記憶に基づく変動表示の表示結果が前記特定表示結果となるか否かを判定する特定判定手段(遊技制御用マイクロコンピュータ560がS1217,S1228を実行する部分)と、

遊技媒体が所定領域(ゲート32)を通過したことに基づいて、普通識別情報(普通図柄)の変動表示を行ない表示結果を導出する普通変動表示手段(普通図柄表示器10)と、

普通識別情報の表示結果が所定表示結果(当り表示結果)となったときに、前記始動領域を遊技者にとって有利な状態(遊技球が通過しやすい開状態)に制御する始動領域制御手段(遊技制御用マイクロコンピュータ560)と、

普通識別情報の表示結果を示唆する示唆演出(ルーレット示唆演出)を実行する示唆演出実行手段(演出制御用マイクロコンピュータ100、図29、図30、図33)とを備え、

前記保留表示手段は、

前記特定判定手段の判定結果に応じて異なる割合で、該特定判定手段の判定対象となつた前記保留記憶に対応する保留表示を通常態様(本例では「」:図35(A)参照)とは異なる特別態様(本例では「」内に「×」が含まれる:図35(B1)、「」内に「×」が2つ含まれる:図35(B2)参照)で表示可能であるとともに、

保留表示を前記通常態様および前記特別態様とは異なる特殊態様(本例では「」の外側に6本の線が描かれている:図36(B)参照)で表示してから該保留表示に対応する前記保留記憶に基づく変動表示が開始されるまでに該保留表示を該特殊態様から前記特別態様に変化可能であり、

前記示唆演出実行手段は、前記普通識別情報の表示結果に加えて、保留表示の表示態様の変化も示唆可能である(演出制御用マイクロコンピュータ100が、図33に示すルーレット示唆演出において、第1ルーレット~第4ルーレットを実行する)。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0301

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0301】

図32(D)は、普通図柄、特別図柄、および、保留変化に関するルーレット示唆演出の発生条件が成立したことに基づいて、第4ルーレット示唆演出が実行されると決定された際に用いられる第4ルーレット判定テーブルである。第4ルーレット判定テーブルにおいては、特別図柄表示結果が大当たりであり、普通図柄表示結果が当りであり、保留変化がありである場合には、ルーレット示唆演出の演出結果として、特別図柄の大当たり表示結果を示唆する「激」の表示が選択される。また、特別図柄表示結果が大当たりであり、普通図柄表示結果が当りであり、保留変化がなしである場合には、ルーレット示唆演出の演出結果として、特別図柄の大当たり表示結果を示唆する「激」の表示が選択される。また、特別図柄表示結果が大当たりであり、普通図柄表示結果がはずれであり、保留変化がありである場合には、ルーレット示唆演出の演出結果として、特別図柄の大当たり表示結果を示唆する

「激」の表示が選択される。また、特別図柄表示結果が大当たりであり、普通図柄表示結果がはずれであり、保留変化がなしである場合には、ルーレット示唆演出の演出結果として、特別図柄の大当たり表示結果を示唆する「激」の表示が選択される。また、特別図柄表示結果がはずれであり、普通図柄表示結果が当たりであり、保留変化がありである場合には、ルーレット示唆演出の演出結果として、保留表示の表示態様の変化を示唆する「特殊」または「保」の表示が選択される。また、特別図柄表示結果がはずれであり、普通図柄表示結果がはずれであり、保留変化がありである場合には、ルーレット示唆演出の演出結果として、保留表示の表示態様の変化を示唆する「特殊」または「保」の表示が選択される。また、特別図柄表示結果がはずれであり、普通図柄表示結果が当たりであり、保留変化がなしである場合には、ルーレット示唆演出の演出結果として、普通図柄の当たり表示結果を示唆する「普」の表示が選択される。また、特別図柄表示結果がはずれであり、普通図柄表示結果がはずれであり、保留変化がなしである場合には、ルーレット示唆演出の演出結果として、特別図柄がはずれ表示結果であるか、普通図柄がはずれ表示結果であるか、保留変化がなしであるかのいずれかを示唆する「×」の表示が選択される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0302

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0302】

図3_2(E)は、第1～第4ルーレット判定テーブルにおいて、「×」の表示が選択された際に、キャラクタ71の動きにより、普通図柄、特別図柄、および、保留変化のうちいずれの演出結果であるかを示す×報知演出の演出態様を決定するテーブルである。第1～第4ルーレット判定テーブルのそれぞれにおいて、特別図柄の表示結果を報知する特図報知、普通図柄の表示結果を報知する普図報知、保留表示の表示態様の変化を示す保留報知に×報知演出決定用の乱数値SR2が割り振られている。乱数値SR2は、「1」～「100」の100個の数値データから構成され、乱数値SR2の数値データの割振りについては、説明を容易にするために、割り振られた個数が示されている。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0303

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0303】

図3_2(E)に示す×報知演出態様決定テーブルのうち、第1ルーレット判定テーブルにおいて×報知演出が実行される場合には、特図報知<普図報知という大小関係の選択割合が設定されている。また、第2ルーレット判定テーブルにおいて×報知演出が実行される場合には、保留報知<普図報知という大小関係の選択割合が設定されている。また、第3ルーレット判定テーブルにおいて×報知演出が実行される場合には、特図報知<保留報知という大小関係の選択割合が設定されている。また、第4ルーレット判定テーブルにおいて×報知演出が実行される場合には、特図報知<保留報知<普図報知という大小関係の選択割合が設定されている。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0304

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0304】

図3_2(E)によると、普図報知が実行される場合には、普図報知となる割合が高くなるように乱数値が割り振られている。また、普図報知が実行されない場合には、保留報知

が高くなるように乱数値が割り振られている。そして、特図報知が実行される割合は、他の報知に比べ低くなっている。通常遊技者は、大当たり表示結果となることを期待して遊技をするので、遊技の表示結果がはずれであることを示す特図報知は、遊技者に不快な気分を与えてしまう。また、保留の表示態様は、遊技の表示結果がはずれであることを直接的には示さないが、間接的に遊技の表示結果である大当たり期待度を示すことになる。よって、遊技者にとって保留表示が変化しないことを示す保留報知は、遊技者に不快な気分を与えてしまう。これらの事情を考慮し、遊技の表示結果と関係のない普図報知の選択割合を他の報知演出が選択される割合よりも高めることで遊技者に対して不快な気分を与えてしまう可能性を低減できる。なお、特図報知や保留報知が決定される割合を普図報知が決定される割合よりも高くしてもよい。